

「贖罪」規定の変容と dharma 文献の構造

沼 田 一 郎

はじめに

dharma 文献の歴史は紀元前数世紀からはじまり、近代にまで及んでいる。これを 3 段階に分けるのが標準的な理解であるが、第 1 期と第 2 期の間の差異がより本質的である。それは、Dharmasūtra [Dhs] 時代の veda 学派に閉じた dharma が、*Manusmṛti* [Manu] を画期として、より広い社会性を獲得したと言えるからであり、第 3 期は第 2 期の発展形態として理解しうる。

Dhs から Dharmaśāstra [Dhś] を経て、後代の注釈書・綱要書へといたる中で、文献の内容は言うまでもなく、その内的な構造も以下に示すように一定のパターンを示しながら大きく変化している。その構造変化を跡付けて理解する為の指標となる主題としては、住期、王の職務、司法論などをあげることができるが、本稿においては「贖罪」規定を取りあげることとする。

1. Dhs の構造

veda 文献の一部を構成するという意味において古層の Dhs と言えるのは、*Āpastambadharmasūtra* [*Āpdhs*] と *Baudhāyanadharmasūtra* [*Baudhs*] のみであるが、この両者には共通した構造がある。[図 1] に示したのは *Āpdhs* の概要である¹⁾。*Āpdhs* は所属学派の *Kalpasūtra* 中の位置づけ（全 30praśna のうち 2praśna）も明瞭で²⁾、現存する Dhs 文献の中では最も整然とした構造を示しており、Dhs の prototype であ

①序論	
dharma の定義	(I.1.1–I.1.3)
4varṇa の提示	(I.1.4–I.1.8)
②本論	
upanayana	(1.1.9–1.1.10)
brahmacārin	(I.1.11–I.24.18)
prāyaścitta	(I.24.1–I.29.18)
snātaka	(I.30.1–I.32.29)
gṛhastha	(II.1.1–II.20.23)
③余論	
4āśrama の提示	(II.21.1–II.24.14)
④付加	
rājadharmā	(II.25.1–II.26.17)
vyavahāra	(II.26.18–II.29.10)

図 1 synopsis of the *Āpdhs*

(240)

「贖罪」規定の変容と dharma 文献の構造 (沼田)

①序論	
dharma の定義	(1.1.1-1.2.17)
②本論	
brahmacārin	(1.3.1-1.4.8)
snātaka	(1.5.1-1.15.32)
※ 4varṇa の提示	(1.16.1-1.17.15)
※ rājadharmā	(1.18.1-1.19.16)
婚姻	(1.20.1-1.21.3)
veda 学習の停止	(1.21.4-1.21.22)
prāyaścitta	(2.1.1-2.3.1)
遺産相続	(2.3.2-2.3.46)
女性	(2.3.47-2.4.15)
gṛhastha	(2.4.16-2.11.8)
āśrama 論	(2.11.9-2.11.34)
gṛhastha	(2.12.1-2.13.13)
祖霊祭	(2.14.1-2.15.12)
跡継ぎ	(2.16.1-2.13.14)
出家	(2.17.1-3.3.22)
prāyaścitta	(3.4.1-4.4.10)
浄化法	(3.5.1-3.8.16)

図2 synopsis of the *Baudhs*

①序論	
dharma の定義	(1.1-1.4)
②バラモンの行為規範	
upanayana	(1.5-1.14)
brahmacārin	(1.15-2.51)
4āśrama の提示	(3.1-3.36)
gṛhastha	(4.1-6.25)
āpaddharma	(7.1-7.26)
王との関係	(8.1-8.25)
snātaka	(9.1-9.74)
4varṇa の職務	(10.1-10.67)
③王の行為規範	
rājadharmā	(11.1-11.32)
vyavahāra	(12.1-13.31)
④異常事態, その他	
不浄	(14.1-14.46)
祖霊祭	(15.1-15.30)
veda 学習の停止	(16.1-16.49)
食物規制	(17.1-17.38)
女性	(18.1-18.32)
prāyaścitta	(19.1-27.18)
遺産相続	(28.1-28.53)

図3 synopsis of the *Gaudhs*

ると言ってよいであろう。④が後代の付加部分であることはすでに指摘されているところであり、作者の関心が在家者の生活規定にあることが明らかである。

Baudhs の構造は、*Āpdhs* を基準とするとやや崩れている。*Kalpasūtra* 中の位置づけ（全 47praśna のうち 4praśna）は明確だが³⁾、主題の順序に論理的な必然性の認めがたい部分も散見される（※）。しかし、そのような部分を保留して全体的な傾向に注目するならば、やはりもっぱら gṛhastha の生活規定を示そうとしていることが知られるであろう。

Dhs の名称を背負いつつ、*Gautamadharmasūtra* [*Gaudhs*] と *Vasiṣṭhadharmasūtra* [*Vadhs*] の場合、特定の veda 学派との結びつきは希薄である。*Kalpasūtra* の一部を構成することもなく、章立てには praśna ではなく adhyāya を採用している。

Gaudhs の構造は図3に示したとおりである。29adhyāya からなり、全文が散文である。*Āpdhs* や *Baudhs* でも韻文を含んでいること考慮するなら、これは不自

然である。

4āśrama を提示する箇所では, grhastha の重要性を強調しながら, 出家者 (bhikṣu) の遊行生活について比較的詳細に述べている。雨安居の習慣に言及している (3.13) ことにも注目すべきである。そして, rājadharmā と vyavahāra がその後に位置している。prāyaścitta と遺産相続が末尾におかれているのも特徴的である。

Vadhs は写本伝承の状態が悪く, 構造上の混乱が甚だしい⁴⁾。30adhyāya からなり, 冒頭が dharma の定義にはじまる他は, 各主題があちらこちらに分断して配置されている。ただし, 第 20 章から末尾までは prāyaścitta が占めている。この箇所では韻文の割合が 4 割を超え, この傾向は後の章ほど顕著である。

2. Dharmaśāstra の構造

dharma 文献は, 上述のように *Manu* を画期として大きく変化した。そして *Yājñavalkyaśmṛti* [*Yāj*] 以降は司法規定に特化する傾向にあり, その点を考慮すると Dhs との比較の対象になるのは *Manu* と *Yāj* であると言えるだろう。

Manu は 12 章, *Yāj* は 3 章構成であり, 分量的にも後者は約半分である。しかし両者は共通した構造を有している。まず, 全体の「語り手」である *Manu* と *Yājñavalkya* は, いずれも他者からの依頼に応じて dharma を語り出す。このような枠構造は Dhs にはない。

dharma の定義や内容一覧の提示が済んだ後, *Manu* の場合は第 2 章から, *Yāj* では 1.10 以降から本論が始まる。両者に共通しているのは, バラモンの日常的行為規範 (在家者の dharma), 王の職務規定 (rājadharmā), 司法規定 (vyavahāra) が前半部分に位置していることである。*Manu* にはこの他にヴァイシャ, シュードラの行為規範が述べられるが, *Yāj* はそれを欠いている。後半部分 (*Manu* の第 10 章以降, *Yāj* の第 3 章) の内容も以下の様に概ね共通している。

Manu: ヴァルナの混乱 (varṇasaṃkara), āpaddharma, prāyaścitta

Yāj: 死による不浄, āpaddharma, 出家, ātman の探求, prāyaścitta

各主題の全体とのバランスや, 精粗の差はもちろんあるが, 前半ではヴァルナに属する人間の実践すべきダルマが規定され, 後半では異常なあるいは誤った状態に陥った場合の対処と原状復帰のプロセスが示されていると言ってよいだろう。

Dhs のひとつに数えられることもあるが, やや扱いに注意を要するのは *Viṣṇuśmṛti* [*Viṣ*] である。種々の点から考えて, 成立年代の点からも内容面からも Dhs とは言えない⁵⁾。

(242) 「贖罪」規定の変容と dharma 文献の構造 (沼田)

3. prāyaścitta 規定の位置づけ

ここまでのいずれの Dhs, Dhś にも prāyaścitta が論じられている。以下に古層の Dhs と新しい Dhś の間に見られる違いについて検討する。

まず Dhs の prāyaścitta 規定の特徴を列挙する。

Āpdhs

- (1) ほぼ全体散文
- (2) 対象は、殺人、不正な性交渉, surā 酒, 窃盗, 動植物の殺生, 暴言, 傷害, 学習の過誤, 食事の過誤
- (3) mahāpātaka, upapātaka などの定式化はない
- (4) 罪の提示と除去手続が混在
- (5) 全体の約 9%

Baudhs

- (1) 第 II 巻の冒頭①と, 第 III, IV 巻にまたがる部分②の 2 箇所
- (2) ①は殺人, 不正な性交渉, 窃盗, surā 酒, upapātaka, pataniya, āsauca などを対象とする
- (3) ②は “mahāpātaka” を対象とする
- (4) ②は韻文多し
- (5) 全体における比率は①のみで約 7%, ②を加えると約 19%

Gaudhs

- (1) 第 19 章 ≡ *Baudhs* ②および *Vadhs* 第 22 章
- (2) 一般原則 → mahāpātaka, upapātaka を定義 → 個別的除去手続
- (3) 全体の約 20%

Vadhs

- (1) 第 1 章 (19-23) に mahāpātaka と upapātaka の項目列挙のみ
- (2) 第 20 章以降はすべて prāyaścitta. 韻文多し
- (3) 全体の約 20%

Āpdhs の prāyaścitta 規定が素朴な段階にあることは明らかで, それは *Baudhs* の ①も同様である。主要な罪をいくつかまとめてとらえる考え方自体は, 古くは *Chāndogyopaniṣad* に見られるが⁶⁾, mahāpātaka として定式化されるのは Dhs の古層が成立した後のことと考えられる。

罪とその除去のための手続は *Āpdhs* では混在しているが, *Gaudhs* はより体系

的に *prāyaścitta* を規定しようとしている。例として殺人の場合を見てみよう。

Āpdhs は *prāyaścitta* 部分の冒頭で、

kṣatriyaṃ hatvā gavāṃ sahasraṃ vairātnārthaṃ dadyāt /

śataṃ vaiśye / daśa śūdre /1.24.1-3/

クシャトリヤを殺したら、[敵意を] 除去するために牝牛を 1000 頭差し出せ。ヴァイシャの場合は 100 頭、シュードラの場合は 10 頭である。

と一般的なケースを提示し、その後に被害者が女性の場合、バラモンの場合、胎児の場合などのヴァリエーションが示される。

これに対して、*Gaudhs* は 19 で、

ukto varṇadharmās cāśramadharmās ca /

atha khalv ayam puruṣo yāpyena karmaṇā lipyate yathaitad ayājyayājanam abhakṣyabhakṣaṇam avadyavadanam śiṣṭasyākriyā pratiśiddhasevanam iti /19.1-2/

ヴァルナの dharma とアーシュラマの dharma は語られた。

さて、この世の人は悪しき行いのために汚れるのである。それは例えば、祭祀をするべきではない人のために祭祀をする、食べるべきでないものを食べる、口にすべきでないことを言う、定められたことをなさない、禁じられたことをするということである。

と、そもそもの罪の一般的な定義を示し、その除去のための手段として、聖典読誦 (*japa*)、苦行 (*tapas*)、護摩供 (*homa*)、断食 (*upavāsa*)、布施 (*dāna*) を列挙する (19.11)。そしてそれぞれの項目の具体例——読誦すべき聖典名や場所、実施時期、布施すべき物など——を示す (19.11-20)。21 では各レベルの罪を列挙し、22 でその除去手続が示されている。先に挙げたクシャトリヤ殺しのケースは以下の通りである。

rājanyavadhe ṣaḍvārṣikaṃ prākṛtaṃ brahmacāryaṃ ṛṣabhaikasahasrāś ca gā dadyāt /22.14/

王族を殺したら、6 年間の基本的な禁欲生活をなし、牝牛を 1 頭と牝牛を 1000 頭差し出せ。

Gaudhs の *prāyaścitta* 部分 (19-27) は他の *Dhs* とは異なり、*gr̥hastha* 規定 (4-9) とは離れた箇所位置している。これは上述した *Dhś* の構造に近く、また *prāyaścitta* の内容・形式の両面から考えて、*Dhs* としては発達した段階にあると言える。

4. 特に *Viṣṇusmṛti* の場合について

すでに述べたように、*Viṣ* は特異な性格の文献である。序章と最終章に *Viṣṇu* 信仰を開陳し、しかも全文が散文で構成されている（他の *Dhs* には一定数の散文が含まれる）など、*Dhs* としては特異な性質を有しているが、*prāyaścitta* のあり方は

(244) 「贖罪」規定の変容と dharma 文献の構造 (沼田)

どうであろうか。

Viṣ は *prāyaścitta* 部分の冒頭で、対象となる罪を以下のように定義する。

atha puruṣasya kāmakrodhalobhākhyam riputrayam sughoram bhavati /
parigrahaprasaṅgād viśeṣeṇa grhāśramaṇaḥ /33.1-2/

さて、人間には欲望、怒り、貪りという三つの恐ろしい敵がいる。

在家者にとっては、所有へのこだわりのゆえに尚更である。

Gaudhs を除く *Dhs* では *prāyaścitta* は在家者の問題として扱われる傾向がある。それをここで殊更に宣言しているわけである。続く箇所では、*prāyaścitta* の対象となる罪を定式化していくのであるが、それは次のように *Manu* に比べてもさらに詳細で発展した形を示している。

Manu: mahāpātaka, upapātaka, jātibhramśaka, saṃkarikaraṇa, apātrikaraṇa, malāvaha

Viṣ: atipātaka, mahāpātaka, upapātaka, anupātaka, jātibhramśaka, saṃkarikaraṇa apātrikaraṇa
malāvaha prakīrṇaka

Viṣ の成立年代について、一見 *sūtra* 文体の *Dhs* を装っているが、実は *Yāj* などよりも新しいという説が提案されている。*prāyaścitta* 部分もこの提案を補強するのではないだろうか。

5. おわりに

以上の考察を総括すると、*prāyaścitta* 規定は dharma 文献には不可欠の要素であるが、その発展形態にはいくつかの層がある。それを dharma 文献成立史の手がかりのひとつとすることが可能である。*Gaudhs* や *Viṣ* のような特異な文献の解明にも寄与するものである。

1) 沼田一郎「ダルマ文献における司法規定の歴史的変遷」『南アジア研究』22, 2010, pp.220-227.

2) 辻直四郎「現存ヤジュルヴェーダ文献」『辻直四郎著作集』2, 法蔵館, 1982, pp. 21-24.

3) 辻前掲, p.17.

4) P. Olivelle, *Dharmasūtras*, p.346.

5) P. Olivelle, *The Law Code of Viṣṇu*, 2009, pp.13-15.

6) 沼田一郎「Manusmṛti 第7章における酒の弊害」『仏教学』46, 2004, pp.25-34.

〈使用したテキスト〉

P. Olivelle, *Dharmasūtras: The Law Codes of Āpastamba, Gautama, Baudhāyana and Vasiṣṭha*,

Motilal Banarsidass, 2003.

P. Olivelle, *Manu's Code of Law: A Critical Edition and Translation of the Mānava-Dharmaśāstra*, OUP, 2005.

P. Olivelle, *The Law Code of Viṣṇu: A Critical Edition and Translation of the Vaiṣṇava-Dharmaśāstra*, HOS.73, 2009.

Yājñavalkyasmṛti with Vīramitrodaya Commentary of Mitra Mishra and Mitakshara Commentary of Vijnaneshwara, Ch.Skt.Ser.62, 1997.

〈キーワード〉 Dharmasūtra, Dharmaśāstra, prāyaścitta

(東洋大学准教授)

新刊紹介

高崎 直道 監修 桂 紹隆・斎藤 明・下田 正弘・末木文美士 編

『認識論と論理学 シリーズ大乘仏教 第9巻』

A5 版・304 頁・本体価格 2,800 円
春秋社・2012 年 1 月